

(公 印 省 略)
高 第 1 3 0 6 号
平成21年 7月22日

指定（介護予防）訪問看護事業所管理者 様

兵庫県健康福祉部社会福祉局高齢社会課長

訪問看護事業所の出張所等（いわゆる「サテライト事業所」）の取扱いについて

平成21年2月6日付厚生労働省老健局老人保険課事務連絡を受け、サテライト事業所の設置について、下記のとおり取り扱うこととしたので、通知します。

なお、サテライト事業所を設置する場合は、指定申請書又は変更届に下記の書類を添付し、所管の健康福祉事務所等に届け出る必要があります。

記

(1) サテライト事業所を設置できる要件

指定訪問看護事業者の指定は、原則として事業所ごとに行うものとするが、例外的に待機や道具の保管、着替え等を行うサテライト事業所について、次の全ての要件を満たすものについては、一体的な訪問看護の提供の単位として主たる事業所に含めて指定することができるものとする。

- ① 用途は、「職員の待機」、「道具、医材料の保管」、「職員の着替え」、又はこれらに類するものであること
- ② 主たる事業所から一定以上離れていること
具体的な目安は以下のとおりである。
 - (ア) 徒歩・自転車での行き来が困難で、通常は自動車又は公共交通機関を利用する程度の距離であること
 - (イ) 下記④の「職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されており、主たる事業所との間で従業者の相互支援が行われる体制」を確保できる距離であること
- ③ 利用見込に係る調整、指定訪問看護の提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われていること
- ④ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されており、主たる事業所との間で従業者の

相互支援が行われる体制にあること

- ⑤ 苦情処理や損害賠償に際して、一体的な対応ができる体制にあること
- ⑥ 事業目的、運営方針、運営時間等同一の運営規程が定められること
- ⑦ 人事、給与等の勤務条件等による職員管理等が一体的に行われること
- ⑧ 訪問看護計画の作成や、サービス提供記録の保管等を行わないこと（写の保管は可能であるが、その場合においても施錠できる書棚等に保管する等、厳正に管理できること）

(2) 指定申請書（第1号様式）又は変更届（第3号様式）に添付する書類

- ① 付表3-2 訪問看護事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項
- ② 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ③ 別紙1 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況）
- ④ 運営規程（サテライト事業所の所在地を記載したもの）

問い合わせ先

兵庫県健康福祉部社会福祉局

高齢社会課介護事業者係

TEL:078-341-7711（内線2944）

FAX:078-362-9470